

## 3-7 交通の確保・緊急輸送対策

### 3-7-1 基本方針

- (1) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- (2) 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- (3) 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- (4) 市、県、及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

### 3-7-2 道路交通規制対策

#### 3-7-2-1 実施内容

- (1) 道路、橋りょう等の応急措置
  - ① 道路管理者は、道路（橋その他の施設を含む。以下同じ。）に被害が生じたときは、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急措置をとり、一応の交通の確保を図る。
  - ② 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。
- (2) 県警察における措置
 

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

  - ① 緊急交通路の確保
    - ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。
    - イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

② 緊急交通路の通行を認める車両の分類

| 分類     | 態様  |
|--------|---|
| 緊急通行車両 | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急自動車。</li> <li>緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両。</li> </ul>  |
| 規制除外車両 | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの。</li> <li>上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両。</li> </ul> |

③ 交通規制の実施

| 分類               | 態様                 |   |
|------------------|--------------------|---|
| 初動対応             | 交通情報の収集            | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。</li> <li>道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。</li> </ul>     |
|                  | 緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整 | <ul style="list-style-type: none"> <li>災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。<br/>なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。</li> </ul>  |
| 第一局面<br>(災害発生直後) |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。</li> <li>交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置</li> </ul> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>して行う。</p> <p>なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。</p>                                 |
| <p>第二局面<br/>(交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。</li> </ul> |

## ④ 強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

## ⑤ 緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

## ⑥ 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

## (3) 消防吏員の措置

派遣を命じられた消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において同法第76条の3の規

定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。

消防吏員が同法第76条の3の規定による措置をした場合には、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を所轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

#### 3-7-2-2 応援協力関係

---

(1) 市は、道路等被害による応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

(2) 路上放置車両等に対する運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

- ① 速やかに車を次の場所に移動させること。
  - ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所
  - イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- ② 速やかな移動が困難なとき、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ③ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車を移動等すること。

(3) 相互協力

- ① 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- ② 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

### 3-7-3 道路施設対策

---

#### 3-7-3-1 市における措置

---

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- ① 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
- ② 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

## (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

- ① 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- ② 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
- ③ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- ④ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

## (3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、う回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

### 3-7-4 緊急輸送手段の確保

#### 3-7-4-1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

## (1) 緊急輸送

次に掲げるものの輸送については、緊急を要するため、輸送力を確保し、輸送する。

- ① 被災者の移送
- ② 災害応急対策活動に従事する者の輸送
- ③ 防災用資機材等の輸送

#### 3-7-4-2 市における措置

(1) 市は、人員・物資等の輸送手段を確保する。

(2) 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あっせんを要請する。

- ① 輸送区間及び借上げ期間
- ② 輸送人員又は輸送量
- ③ 車両等の種類及び台数
- ④ 集結場所及び日時

## ⑤ その他必要事項

**3-7-4-3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲**

---

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

**3-7-4-4 緊急通行車両の事前届出及び確認**

---

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の事前届出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、3-7-2 道路交通規制対策「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

**3-7-4-5 整備保存すべき帳簿等**

---

|              |            |
|--------------|------------|
| 輸送記録簿        | 様式第50（資料編） |
| 燃料及び消耗品受払簿   | 様式第51（資料編） |
| 輸送車両修繕簿      | 様式第52（資料編） |
| 緊急通行車両等届出書   | 様式第53（資料編） |
| 緊急通行車両等確認証明書 | 様式第54（資料編） |
| 緊急通行車両等標章    | 様式第55（資料編） |

## 3-8 水害防除対策

### 3-8-1 水 防

#### 3-8-1-1 実施内容

(1) 海部地区水防事務組合が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、愛知県水防計画を基礎として、海部地区水防事務組合の地域特性に応じて適宜増減したうえ、必要事項を網羅して定める。

#### (2) 水防活動

##### ① 水防団等の出動

市は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、県及び海部地区水防事務組合の水防計画に定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

##### ② 監視及び警戒

市は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川等の管理者及び県に連絡する。

河川管理者（知事）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

##### ③ 水防作業

河川等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておく危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として、積み土のう工、月の輪工、釜段工、折り返し工、シート張り工、木流し工、杭打積土のう工、五徳縫い工の水防工法を実施する。

##### ④ 排水ポンプの運転調整

河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、日光川流域排水調整要綱に基づき排水ポンプの運転調整を実施する。

（資料）83日光川流域排水対策調整連絡会議要綱〔資料編〕

##### ⑤ 水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となるのが河川の情報であることから、水防管理団体、河川管理者及び関係機関はそれぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

⑥ 決壊等の通報及び決壊後の処理

市は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

また決壊か所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

⑦ 緊急通行

水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

⑧ 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石・竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両その他の運搬用機器の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた物は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

### 3-8-1-2 市及び土地改良区における措置（たん水排除）

---

市又は土地改良区は、河川等の決壊等により湛水した場合は、3-8-2「防災営農」の1(1)による湛水排除を実施するほか、下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を施す。

### 3-8-1-3 応援協力関係

---

(1) 水防活動

① 市は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市町村へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、水防管理者が「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県消防広



域応援基本計画」の定めるところにより、相互応援を行い、前記以外の水防管理者については、県へ応援を要請するものとする。

- ② 県は、水防管理者からの応援要求事項の実施が困難な場合、その他必要があると認められた場合、自衛隊へ応援を要請する。
- ③ 市は、水防のための必要があると認められたとき、県警察に対して出動を要請する。
- ④ 応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

#### (2) たん水排除

3-8-2 「防災営農」の2応援協力関係を参照のこと。

## 3-8-2 防災営農

### 3-8-2-1 市、県及び土地改良区における措置

#### (1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

##### ① ポンプ排水による農地のたん水排除

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地が湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防応急復旧工事により、たん水排除を図る。

##### ② 土俵積等による排水機の浸水防止

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

##### ③ 用排水路の決壊防止

市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは、応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

#### (2) 農作物に対する応急措置

##### 災害対策技術・防除の指導

被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し技術指導を行う。病虫害の異常発生又はその蔓延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、具体的な防除の実施を指示指導する。

#### (3) 家畜に対する応急措置

##### 家畜の管理指導等

市は、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について、地域の実情に応じた指導を行うとともに、飼料の確保に努める。

### 3-8-2-2 応援協力関係

(1) 市及び土地改良区は、湛水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。また、市及び土地改良区は単独で排水作業を行うことが困難な場合には県へ応援を要求する。

(2) 市及び土地改良区は、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事实施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。

## 3-9 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### 3-9-1 避難所の開設・運営

#### 3-9-1-1 市における措置

##### (1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設する。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

##### (2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

##### (3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

#### 3-9-1-2 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には、市の職員等を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点に留意する。

##### (1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市は災害時には、「避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。

##### (2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難所に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

#### (3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じること。

#### (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮すること。

#### (5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

#### (6) 避難者への情報提供

常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、配慮する。

#### (7) 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講じること。

なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

#### (8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、配慮する。

#### (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から在宅や車中、テントなどでの

生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に、家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

#### (10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

#### (11) ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

#### (12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

#### (13) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### 3-9-1-3 広域一時滞在に係る協議等

---

市は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

### 3-9-1-4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

### 3-9-1-5 整備保存すべき帳簿等

|              |            |
|--------------|------------|
| 避難者名簿（世帯別）   | 様式第10（資料編） |
| 避難所受入れ台帳     | 様式第11（資料編） |
| 避難所用物品受払簿    | 様式第12（資料編） |
| 避難所設置及び受入れ状況 | 様式第13（資料編） |
| 避難命令（勧告）記録簿  | 様式第14（資料編） |
| 被災状況調査票（兼台帳） | 様式第15（資料編） |
| 仮被災証明書       | 様式第16（資料編） |
| 被災証明書        | 様式第17（資料編） |

## 3-9-2 要配慮者支援対策

### 3-9-2-1 市における措置

#### (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

3-2-3 住民等の避難誘導 3-2-3-1 避難の方法 (2) 避難の誘導 参照

#### (2) 避難行動要支援者の避難支援

3-2-3 住民等の避難誘導 3-2-3-3 避難行動要支援者の支援 参照

#### (3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

#### (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は、被災した要支援者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

#### (5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要支援者について、福祉避難所への移送や、被災を免れ

た社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

#### (6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

#### (7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

#### (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

市は次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

- ① 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
- ② 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
- ③ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

### 3-9-2-2 災害救助法の適用

---

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム(DCAT)の編成・派遣については、県が実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

### 3-9-3 帰宅困難者対策

#### 3-9-3-1 市及び県における措置

---

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の

#### 確保等

市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

#### (2) 災害情報・徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

#### (3) その他帰宅困難者への広報

市及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

#### (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。



## 3-10 水・食品・生活必需品等の供給

### 3-10-1 給水

#### 3-10-1-1 市における措置

風水害により断水が発生した場合、飲料水を確保することができない利用者に対して、応急復旧が完了するまでの間、臨時の給水を次の方法で行なう。

断水地区の状況を調査して、応急給水体制、応援依頼の規模を設定する。応急給水は、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保（貯留水量）状況等を踏まえ、応急給水班の業務内容に基づき、運搬給水、拠点給水、仮設給水から適切な給水方法を採用して実施する。

給水は、すべての被災者に対して平等でなければならないが、医療施設や避難所等の重要施設への給水については、最優先するよう配慮する。

- (1) 取水する水源は、被害を受けなかった水道施設（配水池、応急給水拠点施設）、又は耐震性貯水槽（飲料水兼用）とし、これによることが不可能なときは、各小中学校のプールの水をろ水機によりろ過した水とする。
- (2) 飲料水は、給水時の遊離残留塩素を0.2 mg/l以上、色度・濁度を基準値以内に保持するように塩素消毒して供給する。
- (3) 飲料水の搬送には、給水車又はポリエチレン容器等を積み込んだ自動車等を使用する。
- (4) 断水は、市民に不安やあせりを助長し、不必要な混乱を生じさせることのないよう、「3-3-4-2 広報内容」に基づき広報活動を行い、避難所や地域の自主防災会などに断水状況や応急給水の実施状況、復旧の見込みなど適時適切な情報を伝達できるよう地域レベルでの広報活動も併せて行なう。

#### 3-10-1-2 水質基準

供給する飲料水の水質は、水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）に定める基準による。なお、同令の基本となる内容は、次のとおりである。

- ① 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しく

は物質を含むものでないこと。

- ② シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- ③ 銅、鉄、フッ素、フェノールその他の物質をその許容量を超えて含まないこと。
- ④ 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- ⑤ 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- ⑥ 外観は、ほとんど無色透明であること。

### 3-10-1-3 応援協力関係

市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、県又は他市町村等へ飲料水の供給の実施及びこれに要する要員並びに給水資機材につき応援を要請する。

### 3-10-1-4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

### 3-10-1-5 整備保存すべき帳簿等

|                         |            |
|-------------------------|------------|
| 飲料水供給記録簿                | 様式第24（資料編） |
| 給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿 | 様式第25（資料編） |
| 給水用機械器具修繕簿              | 様式第26（資料編） |
| 飲料水供給のための支払証拠書類         |            |

## 3-10-2 食品の供給

### 3-10-2-1 市における措置

#### (1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

- ① 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
- ② 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。
  - ・ 第1段階 乾パン、ビスケットなど

- ・ 第2段階 パン、おにぎり、弁当など
- ③ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
- ④ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。  
また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を提供する。
- ⑤ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

#### (2) 他市町村又は県へ応援要求

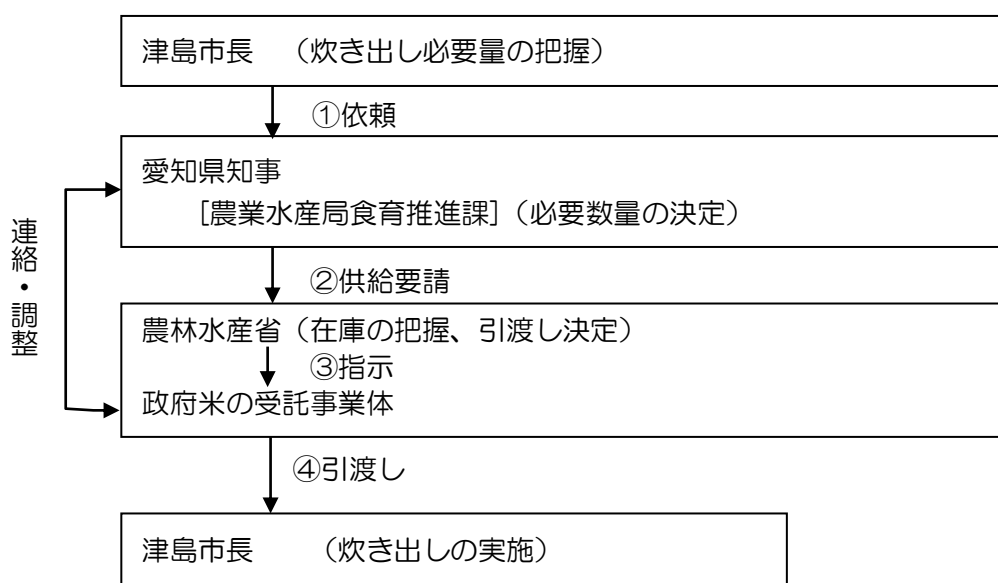
備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

#### (3) 米穀の原料調達

- ① 市は炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。
- ② 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。
- ③ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により愛知県知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（政策統括官）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに愛知県知事に報告するものとする。
- ④ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

- ・炊き出し用として米穀（玄米）を確保する手順図



### 3-10-2-2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

### 3-10-2-3 整備保存すべき帳簿等

|                                 |            |
|---------------------------------|------------|
| 炊き出し給与簿                         | 様式第21（資料編） |
| 炊き出しその他による食品給与物品受払簿             | 様式第22（資料編） |
| 炊き出し用物品借用簿                      | 様式第23（資料編） |
| 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 |            |
| 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類      |            |

## 3-10-3 生活必需物資の供給

### 3-10-3-1 市における措置

- (1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

### 3-10-3-2 災害救助法の適用

---

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

### 3-10-3-3 整備保存すべき帳簿等

---

物資受払簿

様式第27（資料編）

物資給与及び受領簿

様式第28（資料編）

## 3-1-1 地域安全対策

### 3-1-1-1 基本方針

災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

### 3-1-1-2 県警察における措置

#### (1) 社会秩序の維持対策

- ① 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- ② 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ③ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- ④ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

#### (2) 広報、相談活動

##### ① 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

##### ② 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

#### (3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

#### (4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

### 3-1-1-3 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

## 3-12 遺体の取扱い

### 3-12-1 遺体の搜索

#### 3-12-1-1 市における措置

(1) 遺体の搜索

県警察と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察官が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、遺体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

#### 3-12-1-2 県における措置

市の実施する遺体の搜索につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

#### 3-12-1-3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

#### 3-12-1-4 整備保存すべき帳簿等

遺体搜索状況記録簿

様式第31（資料編）

遺体搜索用機械器具・燃料受払簿

様式第32（資料編）

遺体捜索用機械器具修繕簿  
遺体捜索関係支払証拠書類  
遺体処理台帳

様式第33（資料編）

様式第34（資料編）

## 3-12-2 遺体の処理

### 3-12-2-1 市における措置

#### (1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

#### (2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医療救護班等の医師に依頼して遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を実施する。

#### (3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

#### (4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。身元が判明し、引取人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

#### (5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理又はその実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

また、ドライアイス等遺体の処理に必要な物資については、県にあっせんを依頼する。



### 3-12-2-2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

### 3-12-2-3 整備保存すべき帳簿等

|               |            |
|---------------|------------|
| 遺体捜索用機械器具修繕簿  | 様式第33（資料編） |
| 遺体捜索関係支払証拠書類  |            |
| 遺体処理台帳        | 様式第34（資料編） |
| 遺体処理費支出関係証拠書類 |            |
| 埋火葬台帳         | 様式第35（資料編） |
| 埋火葬費支出関係証拠書類  |            |

## 3-12-3 遺体の埋火葬

### 3-12-3-1 市における措置

- (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付
 

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。
- (2) 遺体の搬送
 

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。
- (3) 埋火葬
 

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。
- (4) 棺、骨つぼ等の支給
 

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。
- (5) 埋火葬相談窓口の設置
 

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬又はその実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」によるものとする。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

(資料) 35災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定〔資料編〕

### 3-12-3-2 県における措置

---

(1) 必要機材等の確保

棺、骨つぼ等埋火葬に必要な資機材や要員、遺体搬送のための車両等の確保に努め、市からの要請に応じて調達やあっせん等の措置を講じる。

(2) 応援指示

「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」により、県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

### 3-12-3-3 災害救助法の適用

---

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

### 3-12-3-4 整備保存すべき帳簿等

---

遺体処理費支出関係証拠書類

埋火葬台帳 様式第35 (資料編)

埋火葬費支出関係証拠書類

## 3-13 ライフライン施設等の応急対策

### 3-13-1 上水道施設対策

#### 3-13-1-1 実施内容

##### (1) 災害時における応急工事

- ① 大規模な風水害が発生した場合、取水、導水、配水施設への影響を防ぐため、警戒活動として建物・計装・水管橋・非常用自家発電設備の点検・保全措置を行う。
- ② 取水、導水、配水施設に被害を受けた場合、施設・管路の破損、漏水被害状況を確認する。
- ③ ②と併せて、配水池の水位と配水量を確認し重大な漏水の有無を監視し災害対策本部へ報告するとともに配水ポンプ、非常用自家発電装置の稼働を確認し、得た情報より応急復旧計画を立て速やかな復旧を実行する。
- ④ 重大な漏水が確認され、その処置に時間を要する場合、配水池にある緊急遮断弁を閉鎖し飲料水を確保することに努める。

##### (2) 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所からの有害物等が混入しないように処置し水道水の水質監視を徹底するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、管路を前後のバルブ閉止による切り離しを行う。さらに、水質監視により水質基準を超え健康を害するおそれがあると判断される場合、水道の使用を一時中止（水道法第23条第1項給水の緊急停止）するよう市民に周知する。

#### 3-13-1-2 応援協力関係

市は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、「水道災害相互応援に関する覚書」により、地域水道連絡協議会長（尾張水道連絡協議会長）へ応援を要請する。

（資料）

33 水道災害相互応援に関する覚書〔資料編〕

42 災害時における水道施設等の応急対策の協力に関する協定書〔資料編〕

## 3-13-2 下水道施設対策

### 3-13-2-1 応急復旧活動の実施

#### (1) 下水管渠

マンホール内部から目視点検等により機能障害の有無を確認し必要に応じて、浚渫、仮管渠、運搬式ポンプを設置し排水機能の回復に努める。

#### (2) 終末処理場及びその他施設

大規模な風水害が発生した場合、建物・計装・非常用自家発電設備の点検・保全措置を行いつつ、放流先となる二級河川日光川の洪水情報を注視し下水を排除するとともに、河川の越水、堤防の決壊のおそれがある場合には、河川管理者の指示により日光川流域排水調整ルールに従い措置を講じる。また、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈澱池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

### 3-13-2-2 応援の要請

市独自では対応が不十分であると判断された場合には、愛知県を通じて中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

## 3-13-3 通信施設の応急措置

### 3-13-3-1 電気通信事業者における措置

電気通信施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するため電気通信事業者等は以下の措置を講じる。

(1) 電気通信事業者は、災害が発生した場合は、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり迅速に災害の規模、状況等を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに必要な情報を地方自治体の災害対策機関に連絡する。

(2) 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、通信が輻そうするときは、災害対策上必要な通信を優先的に確保する。

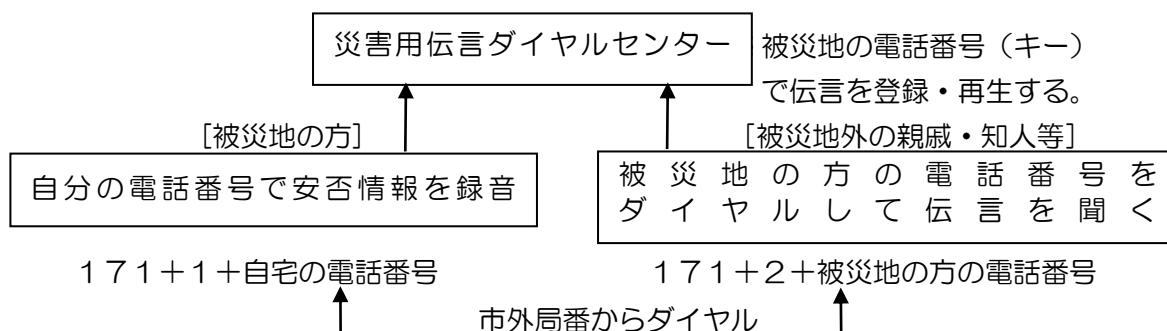
(3) 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、利用の制限（必要最小限の通話にとどめる。）について、一般利用者等に対する広報活動を実施する。

(4) 災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

(5) 西日本電信電話株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板を運用する。

※1 災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被災者の安否確認による電話の輻そうを避けるため、被災者の親戚、知人等が直接被災者に電話せず、全国約50カ所に設置された災害用伝言ダイヤルセンターを通じて被災者の安否の確認を行うものである。

### 災害用伝言ダイヤルのシステム



| 項目                   | 内容  |
|----------------------|---|
| 伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー） | 被災地を中心とした生活圏のNTT一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時にNTTが県単位に指定する。）  |
| 利用可能電話               | NTTの一般電話（プッシュ式、ダイヤル式）<br>公衆電話、INSネット64、INSネット1500<br>メンバーズネット（オフセット通話利用時）<br>携帯電話、PHS（一部事業者を除く） |
| 伝言蓄積数                | 1電話番号あたり1～10伝言  |
| 伝言録音期間               | 1伝言30秒以内  |
| 伝言の保存期間              | 登録後2日間（48時間）  |
| 伝言の消去                | 保存期間経過時に自動消去  |
| 利用料金                 | 発信地～被災地電話番号間の通話料<br>（登録、再生とも必要）   |
| 暗証番号付き伝言             | 4桁の暗証番号<br>（登録：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）  |

※2 災害用ブロードバンド伝言板とは、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認を行うものである。

## 3-13-3-2 移動通信事業者における措置

(1) 株式会社NTTドコモは、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を提供する。

「災害用伝言板」は、大きな災害が発生した時に、被災地域の住民や滞在中の方が携帯電話やスマートフォンから自身の状況を登録することができ、登録された安否情報はインターネットなどを通じて、全世界から確認することができる災害時専用のサービスで、あらかじめ指定した家族などに対し、災害用伝言板に登録したことをメールで知らせたり、被災地の方に災害用伝言板への安否情報の登録を依頼することも可能である。(利用料金は無料)

| 項目           | 内容   |
|--------------|--|
| 運用条件         | 震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合  |
| メッセージ登録可能エリア | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 全国のFOMA、Xiサービスエリア</li> <li>• Wi-Fi (インターネット) 経由のアクセスが可能なエリア</li> </ul>  |
| メッセージ登録可能件数  | 電話番号あたり10件<br>※10件を超えるメッセージは、古いものから順次上書き   |
| アクセス方法       | <ul style="list-style-type: none"> <li>• iMenu→災害用安否確認→災害用伝言板</li> <li>• dメニュー→災害用安否確認→災害用伝言板</li> </ul> ※「災害用安否確認」は大規模な災害が発生したときに表示され、「災害用キット」からも利用することができる。  |
| メッセージ登録内容    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 状態 (日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択)<br/>               日本語版: 「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」<br/>               英語版: 「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」</li> <li>• コメント (全角100 (半角200) 文字以内)</li> </ul> ※コメントのみの利用も可能。また、一度に状態とコメントの両方の登録も可能 |
| メッセージ保存期間    | 1つの災害でのサービスを終了するまで   |
| メッセージ確認可能エリア | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 全国のFOMA、Xiサービスエリア</li> <li>• Wi-Fi (インターネット) 経由のアクセスが可能なエリア</li> </ul> ※ドコモ以外の携帯電話やPHS、またはパソコンなどからもメッセージ確認可能  |
| メッセージ登録方法    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• iMenu→災害用安否確認→災害用伝言板</li> <li>• dメニュー→災害用安否確認→災害用伝言板</li> </ul> ①「災害用伝言板」の中の「登録」を選択<br>②現在の状態について「無事です」等の4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入れる。<br>③「登録」を押す。  |
| メッセージ確認方法    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• iMenu→災害用安否確認→災害用伝言板</li> <li>• dメニュー→災害用安否確認→災害用伝言板</li> </ul> ①「災害用伝言板」の中の「登録」を選択<br>②安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す。<br>③メッセージを選択し登録されている状態とコメントを確認する。   |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 他社契約携帯電話番号で登録されているメッセージの確認 | ドコモ以外の携帯電話でも検索し、該当の事業者の災害用伝言板へのリンクを表示する。   |
| 登録お知らせメール                  | メッセージを登録したことを知らせる相手を設定可能。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・iモード及びspモードメールアドレス</li> <li>・インターネットメールアドレス</li> <li>・ドコモ以外の携帯電話及びPHSのメールアドレスなど</li> </ul> ※ファミリー割引グループであれば、事前登録は不要<br>(参考) 一度に送信可能な「登録お知らせメール」件数について<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・事前登録アドレス：最大5件</li> <li>・ファミリー割引グループ：最大9件</li> <li>・メール送信希望者：最大20件</li> </ul> |
| 登録お願いメール                   | 安否を確認したい相手にメッセージの登録依頼が可能   |

(2) KDDIでは、震度6弱程度以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などとの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。

(利用料金は無料)

| 機能         |  | 内容   |   |
|------------|--|--|---|
| 伝言板        | 基本   | 安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど）                               |   |
|            | 安否情報の登録  | 登録方法   | auポータルトップ→災害用伝言板→登録   |
|            |  | 被災状況   | 「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択（英語版の利用も可能） |
|            |  | コメント入力   | 全角100文字まで   |
|            |  | 保存期間   | 1つの災害で災害用伝言板サービスを終了するまで。                                      |
|            |  | 登録可能件数   | 10件/1電話番号   |
| 安否情報登録利用地域 | 被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺（登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。）  |  |   |
| お知らせメール    | 伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能  |  |   |
|            | 設定宛先件数   | 5件   |   |
|            | 送信者アドレス  | 安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス  |   |
|            | メール内容  | 安否情報を登録した携帯電話の電話番号<br>安否情報が登録された旨をお知らせする内容<br>伝言板へアクセスするためのリンク |   |
| 安否情報確認     | 地域制限なく、すべての携帯電話・PHSの電話番号で検索可能<br>auポータルトップ→災害用伝言板→確認→安否情報を確認したい相手の携帯電話番号を入力し「検索する」を押す。<br>au携帯電話番号以外からは各社のリンクを表示 |  |   |

(3) ソフトバンクでは、震度6弱程度以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などとの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供する。(利用料金は無料)

| 機能  |         | 内容                               |   |
|-----|---------|----------------------------------|---|
| 伝言板 | 基本      | 安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど） |   |
|     | 安否情報の登録 | 登録方法                             | Yahoo!ケータイなどポータルサイトより→災害用伝言板→登録<br>※iPhone、スマートフォン、タブレットをご利用の場合は、災害用伝言板アプリを利用 |

|            |  |   |
|------------|--|---|
|            | 被災状況   | 「無事です」「自宅にいます」「被害があります」「避難所にいます」「移動中です」「会社にいます」「学校にいます」の中から選択 |
|            | コメント入力   | 全角 100 文字まで   |
|            | 保存期間   | 災害毎で伝言板終了時まで。<br>※1 携帯電話番号あたり 80 件を超えた場合は古いものから順次上書き          |
|            | 登録可能件数   | 1 携帯電話番号あたり 80 件まで。<br>※80 件を超えた場合は古いものから順次上書き                |
| 安否情報登録利用地域 | 全国で登録可能  |   |
| お知らせメール    | 伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた家族・知人宛に安否情報を自動 E メール送信   |   |
|            | 設定宛先件数   | 10 件（開設時でなくても宛先設定可能）<br>※「S！電話帳バックアップ」をご利用の方は、最大 20 件まで設定可能   |
|            | 送信者アドレス  | 安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス   |
|            | メール内容  | 安否情報を登録されたこと<br>伝言板へアクセスするための URL                             |
| 安否情報確認     | 伝言板で全携帯電話・PHS を対象に検索可能<br>Yahoo!ケータイなどポータルサイトより→災害用伝言板→確認<br>安否情報を確認したい方の携帯番号を検索<br>※iPhone、スマートフォン、タブレットをご利用の場合は、災害用伝言板アプリを利用<br>ソフトバンクおよびワイモバイル携帯電話以外で登録がある場合は、各社災害用伝言板のリンクを表示 |   |

### 3-13-3-3 市、県及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi\_Free\_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

## 3-13-4 郵便業務の応急措置

### 3-13-4-1 日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

- ① 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態



様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

- ② 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止する。

#### (2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施する。

- ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

## 3-13-5 ライフライン施設の応急復旧

### 3-13-5-1 市、県及びライフライン事業者等における措置

#### (1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

#### (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

## 3-14 航空災害対策

### 3-14-1 航空機事故による災害対策

市域において、航空機の墜落等の大規模事故による災害が発生した場合には、航空事業者、津島警察署等と相互に連携して、災害の拡大防止、負傷者の救助・救急活動等を実施する。

#### 3-14-1-1 市における措置

##### (1) 航空機事故発生のお知らせ

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、3-14-2「伝達系統」により県及び関係機関に通報する。

##### (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

##### (3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

##### (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、3-12「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

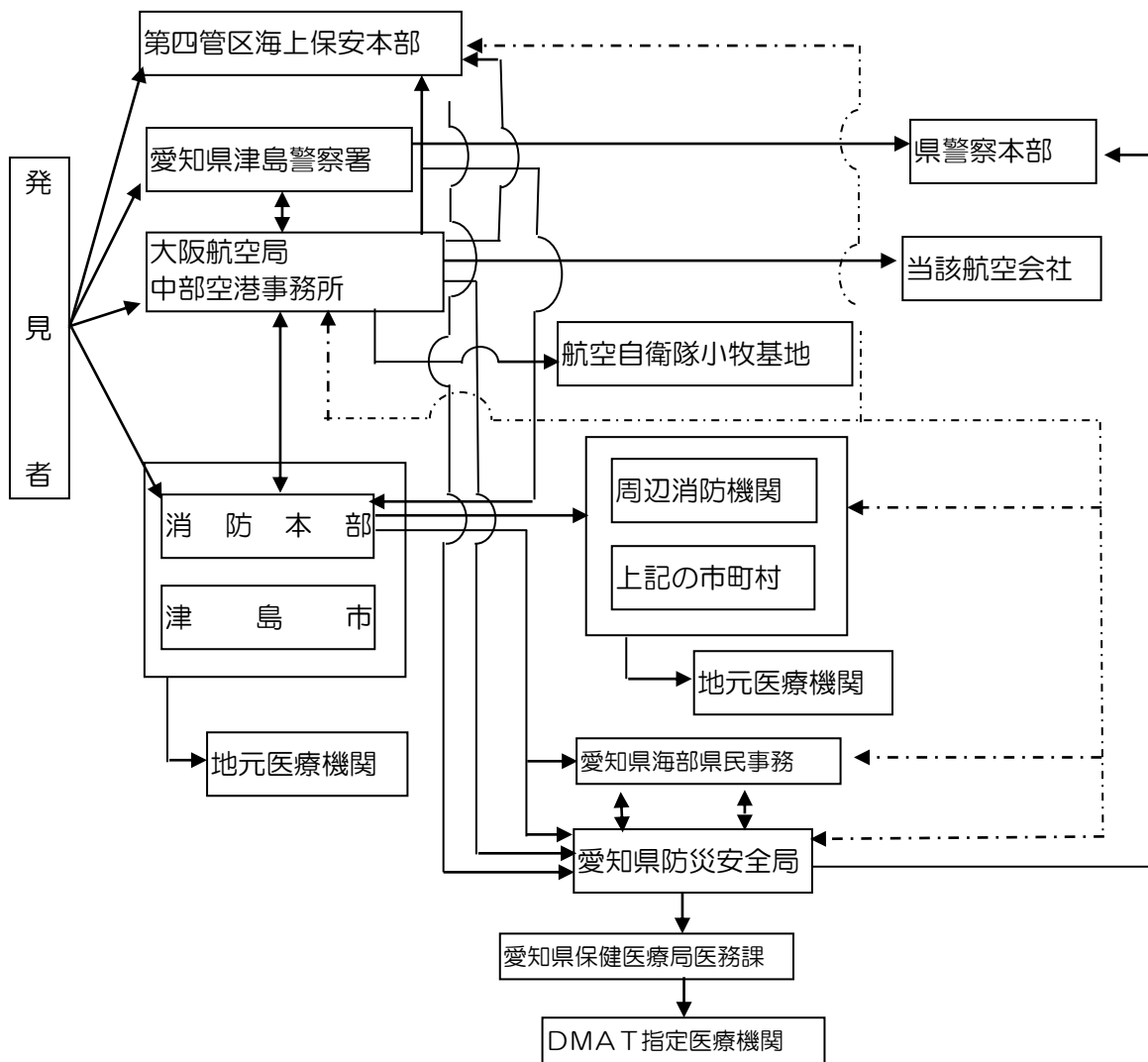
##### (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

3-14-2 情報の伝達系統

市内で災害が発生した場合の伝達系統は、次のとおりとする。

(1) 民間航空機の場合



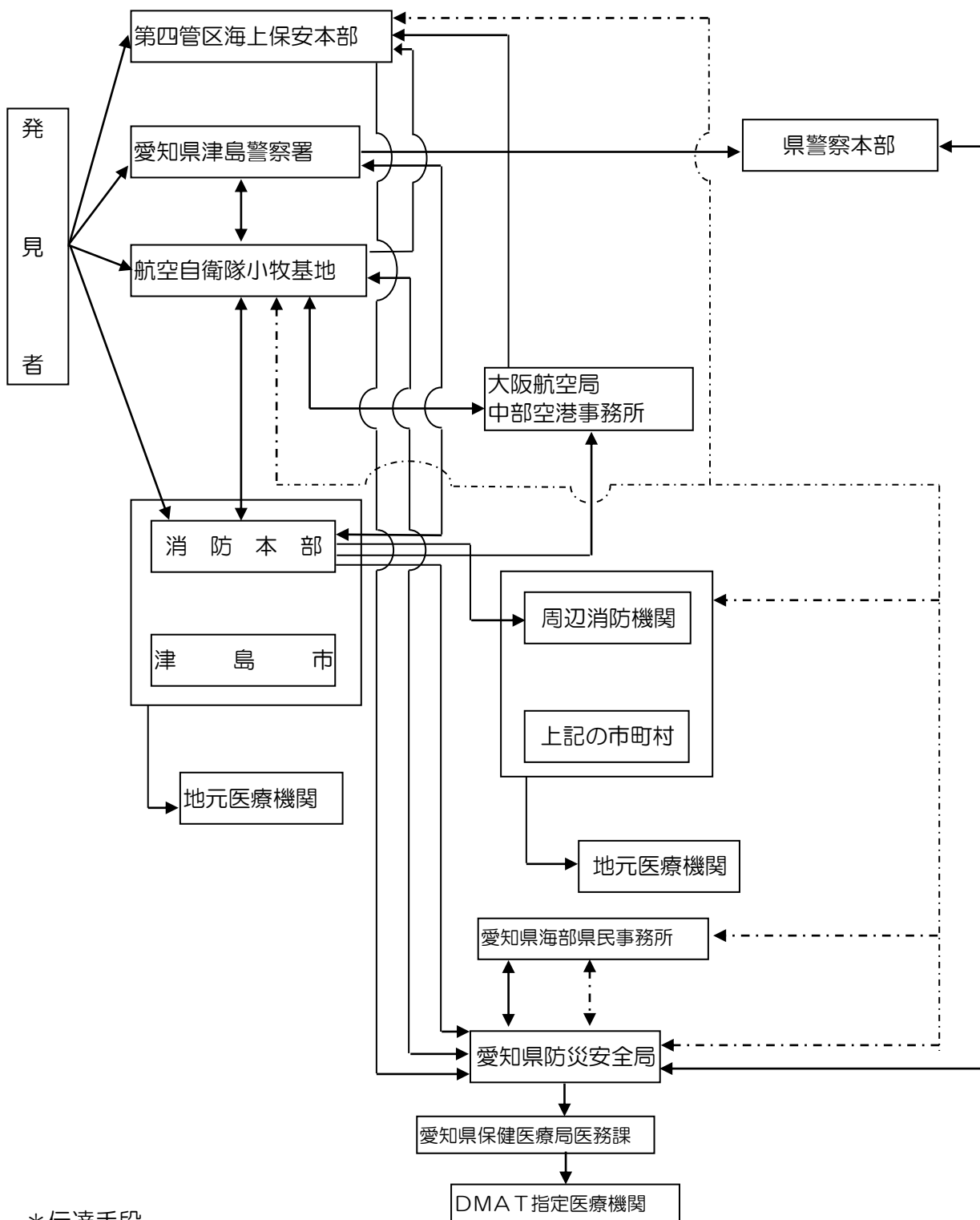
\* 伝達手段

——→ 一般加入電話

<副次ルート>

- - - -> 県防災行政無線

(2) 自衛隊機の場合



\* 伝達手段  
 ———→ 一般加入電話  
 <副次ルート>  
 - - - - -→ 県防災行政無線

## 3-15 鉄道災害対策

### 3-15-1 市における措置

#### (1) 県への連絡

鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

#### (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

#### (3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

#### (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、3-12「遺体の取扱い」により実施する。

#### (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

#### (6) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

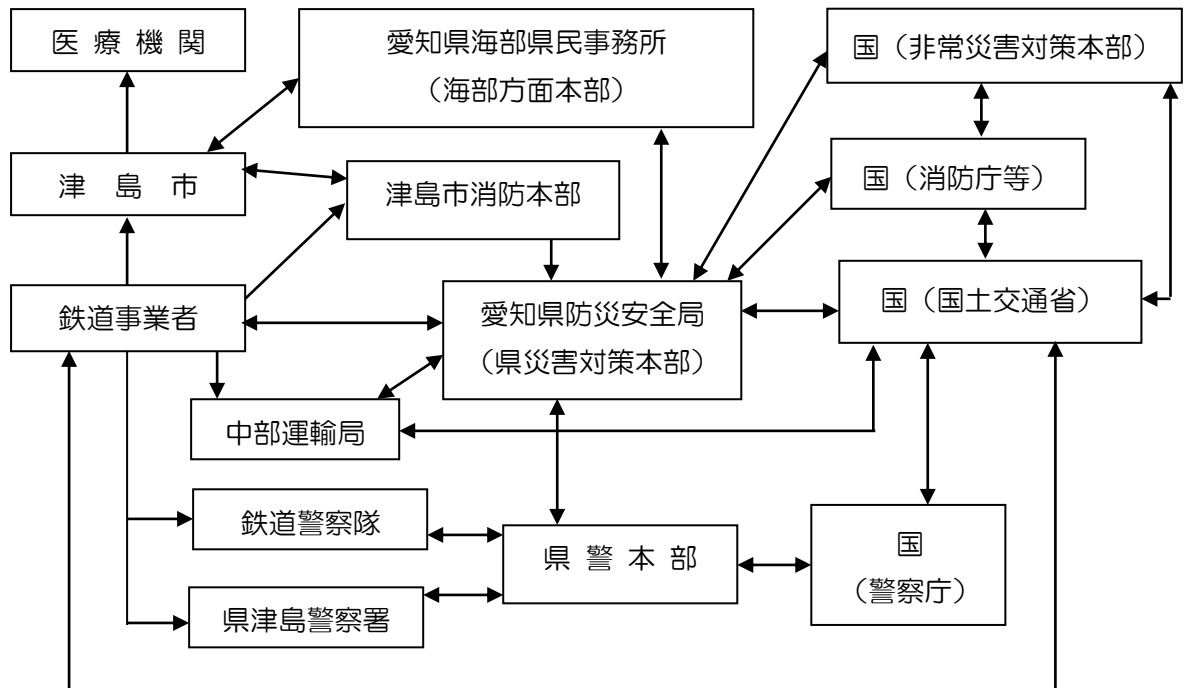
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市町村（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

#### (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

### 3-15-2 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



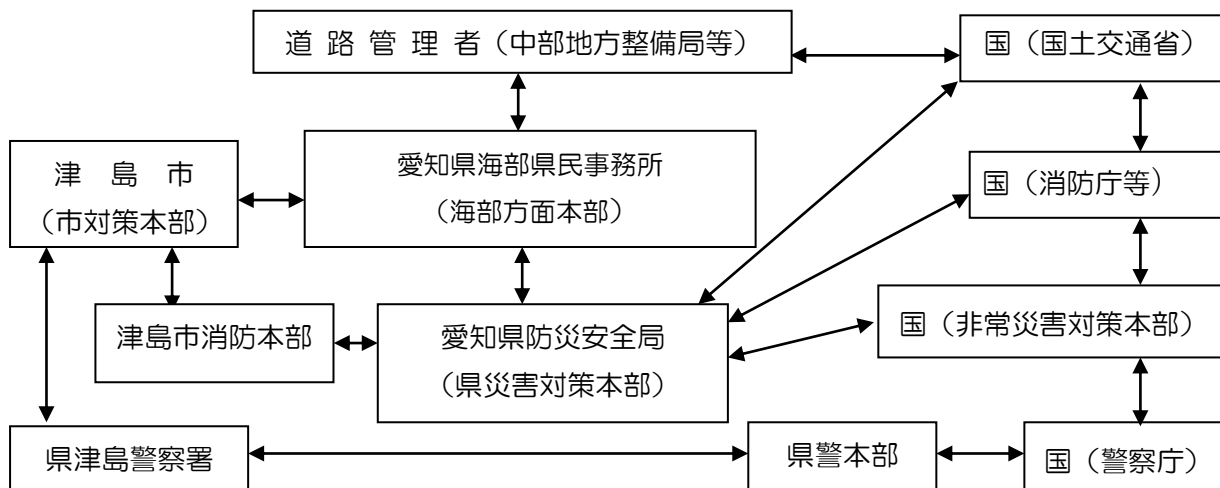
## 3-16 道路災害対策

### 3-16-1 市における措置

- (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡  
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令  
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。  
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動  
必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等  
負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。  
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、3-12「遺体の取扱い」により実施する。
- (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保  
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。  
また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (6) 他の市町村に対する応援要請  
市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。  
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等  
被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

**3-16-2 情報の伝達系統**

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。





## 3-17 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

### 3-17-1 危険物等施設

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

市における措置

#### ① 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

#### ② 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

#### ③ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

#### ④ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

#### ⑤ 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

#### ⑥ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求め

る。

- ⑦ 危険物等積載車両についても準じた措置を講ずる。

### 3-17-2 高圧ガス施設

高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

#### 3-17-2-1 市における措置

3-17-1「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。  
また、高圧ガス積載車両についても準じた措置を講ずる。

### 3-17-3 火薬類関係施設

火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

#### 3-17-3-1 市における措置

- ① 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

- ② 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定

火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

- ③ 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等をうけ、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

- ④ 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

#### ⑤ 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

#### ⑥ 火薬類積載車両についても準じた措置を講ずる。

## 3-18 大規模な火事災害対策

### 3-18-1 大規模な火事災害対策

#### (1) 市における措置

##### ① 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

##### ② 避難情報

地域住民等の避難の指示等については、3-2-2「避難情報」の定めにより実施する。

##### ③ 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。  
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

##### ④ 消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

##### ⑤ 県及び他市町村への応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。  
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

##### ⑥ 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

##### ⑦ 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は3-12「遺体の取

扱い」により実施する。

⑧ 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

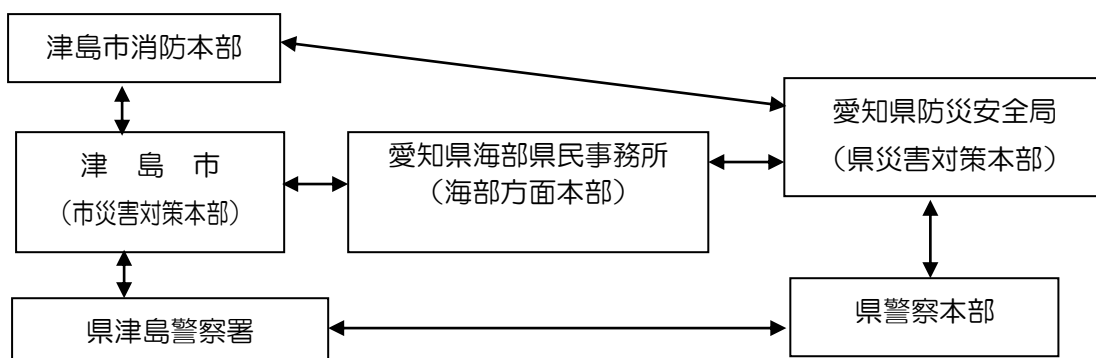
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

⑨ 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

**3-18-2 情報の伝達系統**

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



## 3-19 住宅・建築物対策

### 3-19-1 被災宅地の危険度判定

市における措置

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

市の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

### 3-19-2 被災住宅等の調査

#### 3-19-2-1 市における措置

市は災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

### 3-19-3 公共賃貸住宅等への一時入居

市、県、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

市は、被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は、関係団体等に対し協力要請を行い、必要な戸数の確保に努める。

### 3-19-4 応急仮設住宅の設置及び管理運営

#### 3-19-4-1 市における措置

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

また、民間賃貸住宅等の空家・空室がある場合は、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を活用する。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、公有地、国有地、企業等の私有地の順に選定し、報告する。

なお、企業等の私有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に十分配慮する。

(3) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

① 入居対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

② 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

③ 管理運営

ア 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として市に委託し、市がこれを行う。

イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

④ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

### 3-19-4-2 災害救助法の適用等

---

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

## 3-19-5 住宅の応急修理

### 3-19-5-1 県における措置

---

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。

(1) 修理の対象住家

住家が半壊又は半焼し、かつその居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。



#### (2) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

#### (3) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

#### (4) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

#### (5) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物支給をもって実施する。

#### (6) 給付対象者の範囲

半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

#### 3-19-5-2 市における措置

---

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

#### 3-19-5-3 災害救助法の適用等

---

(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急修理は、市が行う。

### 3-19-6 障害物の除去

#### 3-19-6-1 市における措置

---

(1) 被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(2) 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実的に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

(3) 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(4) 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(5) 除去の期間

災害が発生してから、10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(6) 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

(7) 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができないものとする。

#### 3-19-6-2 他市町村又は県に対する応援要求

---

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

#### 3-19-6-3 災害救助法の適用

---

災害救助法が適用された場合、県が実施機関となるが、市における措置については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

#### 3-19-6-4 整備保存すべき帳簿等

---

応急仮設住宅入居申請書  
仮設住宅入居申請者名簿  
応急仮設住宅入居者台帳

様式第36（資料編）  
様式第37（資料編）  
様式第38（資料編）

|   |            |
|---|------------|
| 応急仮設用敷地賃貸借契約書   | 様式第39（資料編） |
| 津島市応急仮設住宅入居契約書  | 様式第40（資料編） |
| 応急仮設住宅入居決定通知書   | 様式第41（資料編） |
| 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等<br>応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類 |            |
| （注）直営工事の場合は、このほか工事材料受払簿、大工、人夫等の出納簿、輸送簿<br>等を整備しておくものとする。          |            |
| 住宅応急修理記録簿   | 様式第42（資料編） |
| 住宅応急修理申請者名簿   | 様式第43（資料編） |
| 住宅応急修理対象者選定調書   | 様式第44（資料編） |
| 住宅応急修理申請書   | 様式第45（資料編） |
| 住宅応急修理決定通知書   | 様式第46（資料編） |
| 住宅の応急修理のための契約書、仕様書<br>関係支払証拠書類                                    |            |
| 障害物除去の状況記録簿   | 様式第47（資料編） |

### 3-19-7 危険な状態にある建築物等

#### 3-19-7-1 市における措置

市長は市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、災害対策基本法に基づき、建築物等に起因する危険性等を排除するものとする。

(1) 対象

外壁のはがれや固定機能の低下などに伴い、風力、重力等により、周辺等に危険性を及ぼすおそれ、又は他の災害活動にあたり支障となる建築物、工作物、屋外広告物等とする。

(2) 対応範囲

周辺等への悪影響の解消に必要な最小限度の部分に実施するものとする。

(3) 費用

危険性等の排除に要した費用は、当該建築物等の占有者等の負担とし、行政代執行法に基づき徴収する。

## 3-20 学校における対策

### 3-20-1 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

#### 3-20-1-1 災害に関する予報、警報及び警告等の把握、伝達

災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

市立学校に対しては、市教育委員会が各学校等に対して伝達する。また、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

#### 3-20-1-2 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童・生徒の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

市立学校について、災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校長が行うものとする。ただし、各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

#### 3-20-1-3 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して2-1-1-3-1「市、県及び私立各学校等管理者における措置」に基づいて各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

### 3-20-2 教育施設及び教職員の確保

#### 3-20-2-1 文教施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

市教育委員会は、教育施設の被災若しくは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講じる。

##### (1) 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

- (2) 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合  
使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。  
なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講じる。
- (3) 校舎が被災により全面的に使用困難な場合  
市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。
- (4) 市内の教育施設の確保が困難な場合  
他地域の公民館等公共施設あるいは校舎等を借用し、授業等を実施する。
- (5) 校舎等が集団避難施設となる場合  
授業実施のための校舎等の確保は、(2)から(4)の場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。  
なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

#### 3-20-2-2 教職員の確保

---

市教育委員会及び県教育委員会並びに私立学校設置者（管理者）は、校舎が全面的な被害を受け復旧に長時間を要するため、児童・生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

#### 3-20-2-3 応援協力関係

---

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、県教育委員会又は他市町村教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

#### 3-20-2-4 整備保存すべき帳簿等

---

|                |            |
|----------------|------------|
| 学用品交付簿         | 様式第48（資料編） |
| 学用品購入（配分）計画表   | 様式第49（資料編） |
| 学用品の購入関係支払証拠書類 |            |
| 備蓄物資払出証拠書類     |            |

### 3-20-3 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期及び方法等について児童生徒及び家庭等への周知を図る。

### 3-20-4 教科書・学用品等の給与

#### 3-20-4-1 市における措置

##### (1) 教科書・学用品の給与

市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障をきたした市立小・中学校の児童及び生徒に対して学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を「事故発生等の報告について」（平成22年3月26日21教総第947号）により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

##### (2) 教科書・学用品等の給与の応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、県又は他市町村へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を要求する。

#### 3-20-4-2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、市における措置は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

## 3-21 原子力発電所事故等災害対策

### 3-21-1 基本方針

原子力発電所事故等に伴う放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する応急対策を迅速かつ円滑に行う。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

### 3-21-2 情報の収集・連絡活動及びモニタリング等の実施、市民等への情報伝達

#### 3-21-2-1 情報の収集・連絡活動

市は、県と連携を密にして情報を把握する。

#### 3-21-2-2 モニタリングの実施・協力

- (1) 市は、必要に応じてモニタリング及び放射能濃度の測定を実施する。
- (2) 市は、県が実施するモニタリング及び測定に協力する。

#### 3-21-2-3 健康被害防止対策

- (1) 市及び県は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。
- (2) 市は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談等に対応する窓口を設置する。
- (3) 市は、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

#### 3-21-2-4 市民等への的確な情報伝達

- (1) 市は、市民等に対する情報提供・広報を多様な媒体を活用して的確に実施する。

- (2) 市は、情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。
- (3) 市は、県と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供を実施する。

### **3-21-3 屋内退避、避難誘導等の防護活動**

#### **3-21-3-1 屋内退避又は避難に関する指示があった場合の情報提供**

市は、市内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づく内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合は、市民等に次の方法等で情報を提供する。

- (1) 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- (2) 警察署・駐在所等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
- (3) 広報車等による広報活動
- (4) Web サイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供

#### **3-21-3-2 屋内退避又は避難の勧告・指示**

市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対し屋内退避又は避難の勧告・指示の措置をとる。

- (1) 屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を実施する。
- (2) 必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- (3) 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先し、放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- (4) 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し市民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- (5) 退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者を早期に把握する。
- (6) 情報の伝達、食料、飲料水等の配布等について避難者、市民、自主防災組織等の協力を得た円滑な運営管理を行う。



## 3-21-3-3 「原子力災害対策指針」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

| 基準の概要   | 初期設定値*1                                 | 防護措置の概要                                       |
|---|---|---|
| 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準                     | 500 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率*2) | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)     |
| 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、市民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準 | 20 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率)    | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施 |

- \*1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。
- \*2 実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- \*3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- \*4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

## 3-21-4 飲料水・飲食物の摂取制限等

## 3-21-4-1 摂取制限等の必要な措置

国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の必要な措置を実施する。

### 3-21-4-2 出荷制限等の必要な措置

国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等の必要な措置を実施する。

### 3-21-4-3 放射性セシウムの新基準（厚生労働省省令及び告示より）

| 対 象   | 放射性セシウム         |
|-------|-----------------|
| 飲料水   | 10ベクレル／キログラム以上  |
| 牛乳    | 50ベクレル／キログラム以上  |
| 一般食品  | 100ベクレル／キログラム以上 |
| 乳幼児食品 | 50ベクレル／キログラム以上  |

## 3-21-5 広域避難活動及び県外からの避難者の受入活動

### 3-21-5-1 広域避難活動

市域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他市町村に対し受入先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。

### 3-21-5-2 避難者の受入活動

- (1) 要避難市町村からの要請に基づき避難者を受入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (2) 県の主体のもと、避難元都道府県等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し必要な支援を実施する。
- (3) 市は、避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報を避難者へ提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。